

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA所在のB病院に雇用され、看護助手として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、患者のオムツを交換しようとして体勢を崩し、腰部を負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、勤務先であるB病院に受診して「腰椎椎間板ヘルニア」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。

請求人は、その後、症状が悪化し、平成〇年〇月〇日、C国に所在するD医院に受診し、日本に帰国後、B病院及びEクリニックにおいて「腰椎椎間板ヘルニア」（以下「本件傷病」という。）の傷病名で療養を継続した。

請求人は、本件傷病は本件災害による傷病が再発したものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は再発と認めるとともに、同年〇月〇日をもって治癒していると判断し、同日までの期間に係る両給付を支給し、〇月〇日以降の期間に係る請求については、これらを支給しない旨の処分をした。

今般、請求人は、監督署長に平成〇年〇月〇日から同月〇日までの期間に係る療養補償給付（以下「本件療養請求」という。）及び平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付（以下「本件休業請求」という。）を請求したところ、監督署長は、本件療養請求については再発とは認められないとし

て、また、本件休業請求については治ゆ後の休業であるとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆしたとして本件療養請求を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人の本件傷病は、本件災害による傷病が再発したものであると主張していることから、検討したところ、以下のとおりである。

F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書及び同年〇月〇日付け意見書において、請求人の初診時の主訴について、「右腰殿部の疼痛、胸腰椎部可動域の著明な制限、右下肢（特に下腿のしびれ感）、これらに基づく日常業務・生活上の不便・苦痛が強く、就労能力の著明な低下等」と述べ、本件災害による傷病（腰椎椎間板ヘルニア）との相当因果関係について、慢性疼痛（筋筋膜性疼痛及び椎間板性疼痛）が再発した、椎間板障害や手術後障害に起因した慢性疼痛性障害である旨述べているところ、G医師は、同年〇月〇日付け意見書において、「請求人の現傷病の症状は、F医師も意見書のなかで述べているように、『椎間板障害や手術後障害に起因した慢性疼痛性障害』である。この症状は、旧傷病

後残存した障害そのものであり、その程度も大きな差違を認めず、治療効果も期待できないことより、労災保険上の『再発』の要件は満たしていないと考える。」と述べている。また、地方労災医員協議会（整形外科専門部会）（以下「専門部会」という。）も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年の再発治ゆ時以後の理学所見、画像診断等、症状の増悪を裏付ける他覚的な検査所見はなく、対症療法による治療によって慢性疼痛の症状が改善される見込みも乏しいことから、再発には該当しない。」旨述べている。

改めて一件記録を精査するも、請求人の治療内容及び今後の治療方針は慢性疼痛に対する対症療法と認められるものであるところ、当審査会としても、上記G医師及び専門部会の意見は妥当であると思料し、請求人の本件傷病は、引用する再発の認定基準の要件を満たしておらず、請求人に発症した本件傷病は、本件災害による傷病が再発したものとは認められないと判断する。

(2) 請求人は、本件傷病は治ゆとなっていない旨も主張するが、請求人は、監督署長が平成〇年〇月〇日及び同月〇日付けでした同年〇月〇日以降の療養補償給付及び休業補償給付の支給を行わない旨の処分に対し、同処分の取消しを求めた審査請求において平成〇年〇月〇日に棄却の決定がなされており、更に同決定を不服として再審査請求に及ぶも、同年〇月〇日に取り下げていることから、本件傷病が平成〇年〇月〇日に治ゆしたとの判断は、既に確定しているものである。

3 したがって、監督署長が請求人に対してした本件療養請求を支給しない旨の処分及び本件休業請求を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。